

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により建築設計業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

なお、本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下に定める事項のほか、第64回全国植樹祭お野立所設計業務プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に定める事項を承知の上、参加申込みすること。

平成23年9月7日

第64回全国植樹祭実行委員会会長
鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

- (1) 業務名 第64回全国植樹祭お野立所新築工事基本・実施設計業務
- (2) 業務場所 西伯郡南部町鶴田
- (3) 業務内容

本プロポーザルは次に示す第64回全国植樹祭お野立所新築工事の基本設計及び実施設計業務に係る企画提案である。

工事名称	第64回全国植樹祭お野立所新築工事
建設場所	鳥取県西伯郡南部町鶴田（とっとり花回廊）
敷地面積	約1万m ²
構造・規模	木造平屋建て 延べ面積77m ² 程度
用途	式典施設（休憩所）
工事費	41,588,400円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。） ただし、このうち2,466,450円（消費税及び地方消費税の額を含む。）は、照明設備吊補強及び照明バトン（取付費含む。）として見込んでいる。

- (4) 履行期間 契約日から120日間程度
- (5) 委託料 2,827,650円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

参加申込書を提出することができる者は、以下に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本社を有する者であること。
- (2) 平成22年鳥取県告示第669号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務の資格を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一般建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (5) 平成23年9月7日（水）から同年9月16日（金）までに間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加者資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県県土整備部長通知）に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成13年4月1日以降に建築設計の業務を受注し、かつ、実施設計の業務（木造で延べ面積77平方メートル以上で平成23年7月31日までに完成した建物に係るものに限る。以下「同種業務」という。）の成果品を納入した実績を有するこ

と。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。

- (7) 本件業務の基本設計及び実施設計の業務期間中、建築士法の規定による一級建築士として5年以上建築設計の業務に携わった経験を有し、かつ、同種業務の実績を有している者を管理技術者（以下「配置予定技術者」という。）として配置できること。
- (8) 鳥取県農林水産部測量等業務プロポーザル実施要綱(平成14年6月26日付農政第277号鳥取県農林水産部長通知)第4条第2項各号に該当しない者又は鳥取県職員（一般職に限る。）を退職後2年以内の者を雇用していない者であること。

3 参加申込書の審査

平成22年6月28日付第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会会則により設置された第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会お野立所検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）は、参加申込書について、次の事項を審査して評価を行い、第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会事務局（以下「事務局」という。）は、専門委員会の審査結果を踏まえ評価の高い順に5から10者程度の企画提案書を提出することができる者（以下「提案者」という。）を選定する。

- (1) 参加を希望する者の同種業務の実績、参加理由等、業務実施体制及び繁忙度
- (2) 配置予定技術者の同種業務の実績、資格及び経歴

4 企画提案書の評価

企画提案書は、専門委員会で、次の事項について書面審査及びプレゼンテーション審査の双方を踏まえ評価する。

- (1) デザインコンセプト
 - ア 開催理念及び開催テーマの反映
 - イ 開催時及び開催後の相補での意匠
 - ウ 鳥取県らしさの表現
 - エ 環境への配慮
- (2) 機能、構造
 - ア 機能性・安全性に対する適性
 - イ 両陛下への配慮
 - ウ 県産木材の活用及び魅力発信に対する適性
 - エ 開催後の活用を踏まえた適正
- (3) 維持管理費への配慮、コスト縮減、省エネの効果

5 最優秀提案者の選定

最優秀提案者は、事務局が次の事項を総合的に勘案して優れたものから順位を付けて選定する。

- (1) 専門委員会による企画提案書の評価結果
- (2) 経済性、本件業務の実施体制等及び設計実績

6 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）
 - 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
 - 第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会事務局
 - （鳥取県農林水産部森林・林業総室全国植樹祭準備室 式典施設植樹担当）
 - 電話 0857-26-7303 FAX 0857-26-7308
- (2) 第64回全国植樹祭お野立所新築工事基本・実施設計業務プロポーザル参加申込書及び企画提案書作成要領（以下「参加申込書等作成要領」という。）の交付
参加申込書等作成要領は、平成23年9月7日（水）から9月16日（金）までの間

にインターネットの鳥取県の公式ホームページ(以下「とりネット」という。)(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=173032>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間

平成23年9月7日(水)から同年9月16日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 参加申込書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、参加申込書等作成要領に基づき参加申込書を作成し、持参又は郵送すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとし、平成23年9月16日(金)午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

企画提案書の提出者として選定された者は、参加申込書等作成要領に基づき企画提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

企画提案書の提出者に選定された者に別途通知する。

7 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、5により優れていると認められた者の順に契約の交渉を行う。

8 その他

詳細は、実施要領による。